資料 4-1

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

１　経緯

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（令和５年３月 31 日厚生労働省告示第 149 号）、「医療計画作成指針」の全面改正（令和５年３月 31 日厚生労働省医政局長通知）が 2023 年３月に行われた。これを受け、既存の計画を見直し、現計画を策定した（2024 年３月公示）。

（計画期間：2024 年度～2029 年度）

2026 年度は、策定３年目にあたることから、医療計画作成指針に基づき、中間見直しを行う。

２　「新興感染症発生・まん延時における医療」について

○　国の指針等に基づき、**2024 年公示の県地域保健医療計画から**、医療連携体制（医療提供施設相互間の機能分担及び業務の連携を確保するための体制）に関する事項について、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の５疾病並びに救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の５事業に**「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し**、５疾病・６事業並びに在宅医療について定めている。

○　なお、「新興感染症発生・まん延時における医療」については、2024 年３月策定の**「愛知県感染症予防計画」と整合性を図り記載**を行う。

○　また、「新興感染症発生・まん延時における医療」以外の５疾病・６事業並びに在宅医療についても、新興感染症の発生・まん延時の医療体制に関する現状や課題など記載し、新興感染症の発生・まん延時においても必要な医療が提供できる体制の整備を進める。